慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | アダム、スミッスの政治学説 |
| Sub Title | |
| Author | 田中, 萃一郎 |
| Publisher | 三田学会 |
| Publication year | 1911 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.3 (1911. 4) ,p.252(42)- 277(67) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19110415-0042 |
| Abstract | |
| Notes | アダムスミス紀念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110415-0042 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# アダム、スミッスの政治學說

田中萃一郎

## 一

經濟學と政治學とが、密接の關係を有するとに就ては、敢て贅辯を要せず。アダム、スミッスの Wealth of Nations 第二冊の小引に於て、實に下の如く云へり。

Political Economy は、政治家若くば立法者の學問の一分科にして、二個の判然たる目的を有す第一には people の歳入生計を富裕ならしめんことを期し、更に適切に之を云へば、之をして親から富裕なる歳入生計を得しめんことを期し、第二には政務に必要なる歳入を state or commonwealth に備辦せんことを期す、要するに經濟學は人民と Sovereign とを併せて富裕ならしめんことを期するものなり。

政務卽ち國家の職務如何に關しては、第五卷國家歳入論卽ち財政論の第一章に於て詳述する所あり、アダム・スミッスは卽ち政務を分て防備、司直、土木、外交、敎育、宗敎の諸項となし、之が說明を試みたり。以下その論點の如何に政治學說と相關係せるやを明にせん。



防備に就ては冒頭に於て卽ち曰く、「他の獨立せる社會の暴行入寇に對して社會を防護するは、國君第一の義務にして、實に兵力によりてのみ之を果すことを得可し」と、而して民兵と常備軍との得失に關しては、常備軍を以て取る可しとなし、歷史上「民兵の勝利は概して常備軍に對して之を博し得たるに在らずして、敎練規律の劣等なる他の民兵に對して之を博せるなり」と言ひ、「韃靼人が數ば亞細亞の諸文明國を征服せるは、野蠻國の民兵の文明國の民兵に卓越せることを示して餘あり、故に一國の文明を不朽に傳へざる迄、之を保存せんとせば、勢ひ常備軍に依らざるを得ず」と斷ぜり。常備軍は人民の自由を危うす可しとの議論に對しては、その必ずしも然らざるを唱へ、「却て或る場合に於ては自由の爲に利することある可し」として、「自由の極、放縱の甚しきに至てもなほ且之を忍び得可きは、惟り君主が部署整然たる常備軍を以て支へらるゝの邦國に於てのみ」とて、その利益をさへ擧げたり。而して常備軍の數は如何にして之を定む可きやと云ふに、「近代歐洲の文明國民の間にありては、通常、一國住民の百分の一以上を兵士となす時は、之が經費を支辦するの邦家を零落せしむ可しと認めらる」と說けり。この標準より之を見れ

ば、人口の百分の六を數へたる一八一三年の普國の軍隊は勿論、人口の百分の二・六六に達する現今の獨逸の戰時定員は過大に失すと云ふ可し。

「國君の第二の義務は成る可く社會の各員を保護して、他人の爲に權利を侵害され壓抑を蒙るが如きことなからしめ、正確に司直行政を行はれしむるにあり」アダム・スミッスの意見に從へば、抑も、Civil government 政府の樹立を促す所以のものは、貴重にして且多大なる財產を獲得せるに在り、若し夫れ財產なくんば、少くも一兩日の勞働の價値に超ゆるの財產なくんば、又政府の必要あるなし、而して政府は卽ち服從關係を意味するものなるが、自然に服從關係を生ずるの原因、換言すれば、法規の起るに先て、人をして儕輩を壓倒せしむるの事情はその數四あり、第一は身體の强壯輕快にして精神の聰明堅實なること、第二は年齡の長せること、第三は財產の多きこと、第四は門地の高きことこれ也。要するに政府は財產安固の爲に設けられたるの點に於ては、實に貧者に對して富者を防護せんが爲、無產者に對して有產者を防護せんが爲に設けられたるものなり、故に司直のことは何れの邦家に於ても、無報酬に之を行はず、少くも辯護士に對する報酬は、當事者之を負擔せざるを得ず、ホ



ブソンの「自由主義の危機」にも主張せるが如く、今日の社會主義者は辯護士の報酬をも亦國費を以て支辨す可しと云ふは、その根底に於て政府の有產社會の爲に設けられたるを見て懌ばざるが爲なり。アダム・スミッスは又司法權と行政權とを分離せざる時は、司直の事務の通俗に所謂政略 Politics の犧牲に供せらるゝことを防がんとするも豈得んやと云へるが、モンテスキウの三權鼎立論の公にせられたる後にありては、この議論は敢て創見なりとは目し難し。

アダム・スミッスは國君又は邦國の第三の義務は公共的制度事業の廣く社會に取りて極めて裨益あることなるも、一個人若くは少數のものに取りては、その收利以て之れが經費を償ふに足らず、隨てその之が創設維持に當らんことを望み難きものを設置し營造することこれなりと云へり。公共的制度事業のうち、その軍事、司法に關するものは既に之を述べたるが、次に擧ぐ可きは社會の商業に資す可きものこれなり、道路、橋梁、運河、港灣等の修築は卽ちこの種の事業の重なるものにして、鑄貨、郵便等の制度も亦商業を容易ならしむるの効あり、但しそれらはすべて一般的設備なれど、更に特殊的に商業に資するの制度を要するとあり。卽ち野蠻未開の地

と商業を營むに際しては特に之が保護の任に當らざるを得ず、これ英佛東印度會社が各地に要塞を築造せる所以にして、又外國人をして堡壘を營造せしめざる諸國には、大使、公使又は領事を駐在せしめて、商人の利益を擁護せざる可からず、彼の土耳其會社起りて商業を營みしが爲、コンスタンチノープルに大使を駐劄せしむることゝなり、又在露の英國大使館も全く商業上の利害より創設せられたり、抑も平時に外交使臣を駐劄せしむるの習慣は、上古に於ては曾て聞かざる所にして、第十五世紀の末若くば第十六世紀の初より起れるが如し、換言すれば商業の初めて歐洲列國大半の間に行はれ、列國何れも商利に重きを置けるの時代に起れるが如し。

社會の商業に資す可きの公共的制度事業に次でアダム・スミッスは青年の教育機關と一般國民の宗教的教育とに就て論述せり。教育に關する論點も多岐に渉れるが、分業の勞働社會に及ぼす可き影響を評せる一節の如き殊に注意す可し、その大要に曰く、分業の結果勞働者は簡單なる作業にのみ從事して、その思慮分別の能力を貧弱ならしめ、概して愚劣なる人物と化す可く、邦家の利害の如き全く之を判斷



するを得ず、若し特に警戒する所なくんば戰時邦家を防護し得ざるに至る可し。その職とする所に於ては熟達す可きも、その學問上、社會上、軍事上の價値は絶無に歸す可し、而も改善せられたる文明社會に於ては貧困なる勞働者、卽ち人民の大多數は政府にして特に之を防遏せざる限り勢ひこの境遇に沈淪せずんばあらずと。かくて野蠻なる社會と、開化せる國家とを比較して、彼に於てはすべての人皆軍人たり、政治家たり、能く社會の利害を甄別し、有司の所爲を批判し得可きも、是に於ては然らずとなし、開化せる商業社會に於ては、殊に一般人民の教育に注意せざる可からずと論じ、且「讀み書き、算盤」to read, write and account の義務教育だらしめ得べきことを云へり。最後に宗教に關しては宗論の烈しき時は則ち政爭の盛なる時なるを指摘し、偏狹なる宗派心を矯正するの方法として、第一、學問の研究を奬勵し第二、公共的娯樂の設備を設く可しと云へり。但し教育、宗教は全社會を益するものなれば、その經費は全社會より之を支出す可きも、而も直接その利益に浴するものの之を負擔し、若くば之に浴す可しと信ずるものの之を義捐するを可とすとはアダム・スミッスの精神なり。

## 二

アダム・スミッスは道德學 Moral Philosophy 教授として、グラースゴ大學に於て開講せる後七年にして、一七五九年を以て道念論 Theory of Moral Sentiments と題してその講義の一部を公表し、結末に於て、『余輩は更に他の論述に於て、法律政治の原理を說き、社會の各時代に於てその遭遇せる種々の革命に就て說明し、惟り裁判に關することとのみならず、併せて警察歲入、軍事その他すべて法律の目的たる可きものに關して之を論究せんとす、故に余輩は目下政治 jurisprudence の歷史に就て詳述を試みず』と云ひしが一七九〇年『道念論』第六版の序文に於てそのことに言及して『國富論に於て余輩はこの公約の一部を果し、少くも警察、歲入、軍事に關する問題を論述したり、剩す所は卽ち政法の原理 theory of jurisprudence にして、余輩は多年之に就て考案を立てしも、從來本書の校訂を妨げたると同一の職業に忙殺されしが爲、素志を果す能はず』と斷念せり。是より先、一八七五年十一月一日附を以てロシュフーコー公に寄せたる書には、一種の學術史と一種の政法學書 theory and history of law and government とを著はさんとし、大に材料を蒐集し、その一部は之を整頓したれど、老來疎懶に傾き、果して能く之を脫稿し得可きや否や極めて疑はしと、悲觀したりしが死に先づ數日遂に友人をしてその稿本を擧げて悉く灰燼と化せしめたり。故に爾來百有餘年アダム・スミッスの政治學上に關する學說は『國富論』によりその一斑を窺ひ得るに過ぎざりしも、今や吾人は幸にして容易にその一七六四年一月敎授の職を辭するに先て、試みたる政法學 Jurisprudence 講義の筆記を手にし得るが故に、以下この書に依りて、アダム・スミッスの政治學說を紹介せん。蓋しその後世に及ぼしたるの影響は勿論『國富論』上の所論に由來すと雖も、政法學講義筆記の學理は實に之が根底を爲すものなればなり。

『政法學講義』は緖論に次で之を司法、警察、歲入、軍事、國際法の五篇に分てり、當時警察卽ちPoliceなる文字は未だなほ希臘の原語ポリティアの意義に近く、政府の政策より轉じて、淸潔、安寧、廉價、豐富等を期する政府の細務を指せり、而してアダム・スミッスは主ら廉價、豐富を期する政策に就て立言せしが故に、警察に關する論議はその歲入、軍事に關するものと共に、『國富論』に於て評論せられたり。故に下に摘載するところは槪して司法篇に依れり。

アダム・スミッスは司法篇の緒言に於て裁判の目的の損害を免れしむるに在るを云ひ、人は、第一、人として、第二、一家族の一員として、第三、一國家の一員として損害さる可しとて、この一篇を第一部、公法 Public Jurisprudence 第二部家族法、第三部、私法に分てり。扨損害を免かれしめんとする裁判の目的こそは政府の基礎たるが政府の根本の主義は抑も何ぞやと云ふにアダム・スミッスは人々を誘ふて政治社會に加盟せしむる主義に二種あり、吾人の權威(オツソリチー)並に實利(ユチリチー)の主義と稱するものこれなりとて權威に關しては如何なる小社會にありても、頭に技能の卓越せる一人物を戴けり是れ長者に對する同情の念に由來せりと云へり。次に何をか實利と云ふに、人人を動かして官吏に從はしむるは社會に於て正義と平和とを確保するに方りて必要なりと感ずるが爲なり、是れ卽ち實利主義なりと解せり。而してすべての政府に於て兩主義相竝んで行はるれど、君主國に於ては權威の主義勢力あり、民主國に於ては實利の主義勢力あり、英國は混合政體なるが、曩に起れる兩政派のうちホウイッグ派は實利より政府に服從し、トーリー派は政府を以て上帝の創設せるものとなし、之に反抗するものは不孝の兒女に等しとなせり、概して敢爲活潑の人は實



利主義を執り、溫厚平和の人は從順に屈服すと說明せり。かくて政府成立の主義を定めたる後當時一般に行はれたる契約を以て官吏に服從するの根據なりとなすの說に反對し、第一、元始的契約なくして政府の成立せし場合あり、第二、政權の一部は或は契約によりて委任せられたることある可し、而も子孫の世の至らばその契約は果して何の效力かあるとて之を駁擊せり。

政體の區別に關してはアリストテレス以來の分類に從はず、貴族政體と民主政體共に共和政體なりと目す可く、從て政體は之を君主政體と共和政體とに分つ可しとなせり。次に政府の起源に論及し、遊獵者の間には政府の存するなく、自然法に從て生活せしが、牧畜を私有して財產の不平等起るに及びて、政府初めて成立せりとて、後年『國富論』に於て述べたるが如く、『財產なくんば政府なし、政府の眞の目的は、財寶を獲るに在り、貧者に對して富者を防護するに在り』と斷言せり。政權はモンテスキューに倣ひて之を立法、司法、行政の三權に分てるが、行政權は一に聯盟權 federal power と云ふ宣戰媾和の權之に屬すとなせり。以下數節に涉りて、希臘羅馬以來の政體の沿革を叙して英國の政體に及ぼし、庶民院が財政に關する議案に

對して先議權を有するが故自由と財産とは完全に防護せらるゝと云へり。更に歐洲の小共和國に就て記述せるが、この一節にレフヱレンダム制定の理由と見做す可き議論あるが故に、參考の爲茲に抄出せん。曰く、

『吾人はこれらの共和國に於ける投票の方法に關して一言を試みんと欲す、假りに投票者百人ありて、候補者三人ありとせんか、最も嫌惡さるゝ人物却て當選するとあらん、卽ち候補者をA B Cの三人となさばAは三十四票を得、BとCとは各三十三票を得ることある可し、かくてAに反對するもの六十六票に達するも、而もAは當選者となる可し、更にその甚しきは假りにこの議會に於て罪人を審理するとありとせんか、三十四人は謀殺なりとし、三十三人は過失殺傷なりと思惟することあらば、罪人は謀殺犯に問はるゝことなる可し。かゝる不都合を妨げんが爲、これらの共和國のうちには常に疑問を簡單にしてその當否を質ずるものあり、卽ち罪人は果して謀殺犯なりや否と問はんが如し。三人の候補者ある場合に於ては豫選投票を試みてその一人を排斥す云々。』

國君と臣民との權利に就て更らにアダム・スミッスの所論を聽かんに、君主の政權を



顚覆せんとするの擧は何れの國に於ても大罪惡と認められ、之を叛逆と稱す、但し君主國の叛逆と共和國の叛逆とは大に異れり、彼れにありては國君の身體に危害を加へんとするを云ひ、是にありては人民の自由を危殆に陷れんとするを云ふ。見る可し、暗殺の敎の共和國に於て唱道され、君主國に於て起らざることを。以下アダム・スミッスは叛逆の種類に關して分析的に叙述する所あり。更らに轉じて國君の臣民の權利を侵害したる場合に於ては如何と云ふに、一人にして專制的主權を握有するときは、何人もその權限を定め得るものなし、ロックは國君若し、民意に反して課稅する時は之に抵抗することを適法の行爲なれと云へど、人民が課稅案に協贊し得るは唯英國あるのみ、又國王はその領土の一部を割讓するを得ずと云へど是元始契約說に基きたる謬見なるのみ。但し英國の如き制度の下にありて、國王若し、議會の協贊を俟たずして專斷の行爲に出でんか、議會は之に反對するの權利を有す。議會の權利の性質たるや威力に訴へて之を防護し得可きものにして、然らずんば何の權利かこれあらん、國王ジェームスの民權を侵害するや人民は立て之に反對し之を排斥せしが、これ正義公道に合へるの處置なり、とアダム・ス

ミッスは云へり。僧侶軍人に對する特別法は之を措きアダム・スミッスはかくの如くにして國家の一員たる人を說明し了れり。

家族の一員たる人は夫妻、親子、主從の關係の下に立つものにして、兩性間の關係は種屬の傳播扶助の爲、正當にして且必要なり、基督教國以外にありては一夫多妻制行はる、日本にては女子十一人に對し男子九人の割合なりと稱す、果して然らば一夫多妻制行はれずんば極めて不便を感せん、然れども之を歐洲各國の統計に徵するに男女の數は殆んど相平均せり、歐洲にありて然らば、豈他國にありて均しからざるの理あらんや、天則は到る處に相同じ、重力、引力の法すべて然り、豈出產の法に於て然らざるの理あらんや、殷富の地は女子多く集りて隨て畜妾の弊風行はれ易しと雖、要するに自由の行はるる邦家に於ては一夫多妻制根絕さるゝも、專制政治の國に於ては然らず、親子の關係に就ては父は子女を養育するの義務あり、子女は父の老衰する時之を扶養するの義務ありとてその議論を結べり、奴隸制度の弊風に關しては後年『國富論』にも之を詳述せるが、自由政治の下にありては奴隸廢止の議行はれ難く、專制政治の下に於て奴隸は却て寬大の待遇を受くとの論も夙にこの講義に見えたり。私法財產權に關する議論は今之を省略す可し、之に反して、警察篇なる、淸潔安寧に關する學說のうち、警察の法規繁雜なる都會必ずしも、安寧なりと云ふに在らず、倫敦と巴里と、グラースゴとエヂンバラーとを比較せよ商工業の隆盛なる時は人民の獨立心を旺盛ならしむるが故、以て犯罪を豫防するとを得可しとの點は『富國論』にも見え、アダム・スミッスの持論の一たるを以て玆に一言す可し、司法、警察、歲入、軍事の四篇を論じ了つて最後に國際法の說明を試み以てこの講義を完結せり。



## 三

『政法學講義』序論の第一節は自然政法學 Natural Jurisprudence 上の書籍に就てと題して下の言を爲せり。

『政法學はすべての國民の法律の根底を構成す可き、原理を研究するの學なり、自然政法學の一系統を立てゝ初めて之を公表せしはグロチウスなりしものゝ如く、其著、『戰時平時法規論』は不完全の點ありと雖も、今なほこの問題に關する最も完全なる書籍なるが如し。この書は君主竝に國家に取りて一種の規範た

らんことを期するものにして、正しく戰爭を行ひ得ときは如何なる場合なりや、如何なる程度まで之を遂行し得可きや等に就て指摘せり。抑も各國の上には共に之を仰ぐの君主あるなく、その相互の關係は自然の狀態にあるが故に損害を賠償するの方法は唯戰爭あるのみ、グロチウスは國家の蒙りたる損害、公平なる法官の判決によりて賠償され得可きが如き性質のものなる場合に於ては戰爭に訴ふるを適法なりとなせり、隨てグロチウスは國家の憲法、民法の原理、君主臣民の權利、犯罪、契約、財產その他法律の目的物の性質を研究することゝなり、之に就て論述せる、その著の前二卷は完全なる系統の立てる政法學書となれり。

グロチウスに次で有名なる著述家はホッブス氏なり、氏は僧侶を嫌惡することゝ甚しく、當時の頑迷なる思想に深く感じて、良心を擧げて僧權に屈服したりしが爲め、チヤールス第一世並にクロムウエル時代の英國に於て、不和內亂を釀したりと爲せり。故に氏は僧侶に反對して、新に倫理組織を立て、良心を擧げて政府に服從せしめ有司の意志を以て行爲の準繩たらしめんと試みたり。氏の說に據れば政治的社會の未だ成立せざるや、人類は互に爭鬪をこれ事とせしが此自然



的狀態の弊害を避けんと欲して、人々互に契約を結んで一人の君主を仰ぎその裁決を俟て爭議を決することゝなれり。氏の意見にては、君主の意志に服從することゝ、これ卽ち政府を組成する所以にして、これ無くんば何等の美德あるなし、隨て又美德の基礎たり要素たり。

僧侶はこの有害なる美德に關する學說に反對せざるを得ずと認め、之を攻擊して、自然の狀態は敢て爭鬪の狀態にあらず、社會は假令その和諧は完全ならずとも法律上の制度なくして、能く存在し得可しとの說を證明せんとせり。卽ち此狀態にありても、人は、身體に屬する權利、勞働の成果を享受するの權利、契約の履行を逼るの權利等、固有の權利を有すとの說を證明せんとせり、プツフエンドルフはこの目的を以てその大著をものせるなり、この書の第一編の旨意はホッブスを論駁するに在り、但し、その實自然の狀態にありてかゝる法律行はるゝならんと論じ、財產相續の實際行はれざる時に、その如何なる方法に據りしやを究むるも、毫もその効なきなり。

次にこの問題に就て著せるはプロイセン人男爵フオン・コッツェイなりき、その書の

出版されしものは五冊の大冊子を爲し、論旨の巧妙にして奇拔なるもの少からず、法律論殊に然り、第五冊に於ては獨逸の法制に就て記述せり。

その他この問題に關しては注意するに足る可き組織的著述を見ず。

アダム・スミッスの玆にグロチウス(一五八三―一六四五)とホッブス(一五八八―一六七九)とを擧げて組織的政法學の鼻祖と爲せるは、實に兩大家が中古學究派の政治學說を一掃して、性理的說明を自然法の上に加へ、所謂性法學を唱道せるが爲なり、但しグロチウスは人類の社交的性情を以て法律の起源を說明し、ホッブスは自然の狀態に於ては人類互に相鬪爭せるが故に、その弊に勝えずして玆に國家を生ずと解釋し、宛かも孟子の性善說と荀子の性惡說と相對立せるが如きの觀を呈せり。プッフエンドルフ(一六三一―九四)は人の性は善惡混ずと說きたる楊雄の如く、折衷的見地に立ちて、人類の自然の狀態に於けるや利己的なると同時に友情的なりとなせり。アダム・スミッスの擧げたるコッツェイとは、獨逸國法を以て、羅馬法に淵源せるよりは寧ろ、獨逸特殊の法制に由來せるものなりと說けるハインリヒ(一六四四―一七一五)なるか、將たフリードリヒ法典の草案を起稿せるその子ザムエル(一六七九―一七五五)なるか、思ふに老コッツェイならん、果して然らば、グロチウス、ホッブス、プッフエンドルフの如き性法學者と異りて、寧ろ實在法論者と目す可き人なり。



以上の諸學者以外には注意するに足る可き組織的著述なしとアダム・スミッスは明言すれど、その政治學說に影響せる先輩は實に一二に止まらず、而して先づ第一に指を屈す可きジオン・ロック(一六三二―一七〇四)なり。ロックはその國家觀に於ては要するに當時の性法學の範圍を脫する能はず、元始的契約に依りて國家成立すと爲せしが、而も自然の狀態の說明に於てはホッブスと異りて性法行はれ、自由平等獨立の人類は互に他を害せずと云へり。而して草味の世より以來何れの民族にも國王を見るは君主政體の最も實用的なるが爲なりと說けり。曰く政府の目的は唯財產を保護するに在るのみと。アダム・スミッスも亦財產の保護を以て政府創設の理由となせることは上述の如し。但しロックの政治學史上有力なる位地を占むるはその實際政策論にして、專制的スチユアート王朝に反對して、立憲的オレンジ王朝を辯護し、立法、行政兩權の分離を主張するや、實に近世立憲思想自由主義の創唱者と認められたり。モンテスキユー(一六八九―一七五五)の出づるや、このロッ

クの所論を祖述し、專制政治を攻擊して完膚なからしめ、英國の立憲君主制に謳歌したり。アダム・スミッスは勿論その學說の影響をも受けしも、人性は氣候によりて陶冶せらるとのモンテスキューの歷史哲學上の見解に就ては異議を挾めり。一夫多妻制の攻擊も亦モンテスキューに對する反對論たり。

然れどもアダム・スミッスの時代に最も近く出でゝその政治學說を最も多く左右せしは舊師ハッチエソン（一六九四―一七四七）と親友ヒューム（一七一一―一七七六）となり。フランシス・ハッチエソンは一七二九年より死去の前年までグラースゴ大學に於て道德學教授として、育英の事業に從事したりしを以て、アダム・スミッスは同大學在學中之れに親炙し、その『最大多數の最大幸福』を說くを聽けり。グラースゴ大學に於て初めて拉丁語にて講義するの習慣を破りしはハッチエソンにして、その學生に與へし感化侮る可からずアダム・スミッスの如きも、終生ドクトル・ハッチエソンの才と德とを口にせり。ハッチエソンは一七四五年を以て『道德學序論』を公にしたりしが、その序文に於て道德學は之れを倫理學と自然法學とに分つを得可く、更らに、自然法學は、之れを私權論、家族法論、Oeconomicks 竝に政治學 Politicks に分つを得可く政治學は政府の各種の組織を說き、國家相互の權利を論ずるものなりと云へり。アダム・スミッスの著述道念論は卽ち倫理學にして、『政法學講義』中の私法篇第三部は私權論に第二部は家族法論に、第一部竝に國際法篇は政治學に當れるなり。而してアダム・スミッスが講義に於て Jurisprudence is the theory of the generel principles of law and government と云へる政法學は卽ちハッチエソンの自然法に當れるが、但し、アダム・スミッスは上述の如く司法、警察、歲入、軍事を以て法律の四大目的となしたり。英國の最大哲學者なりと云はるゝデーヴィッド・ヒュームとアダム・スミッスとの關係は一朝一夕のとにあらず、グラースゴ在學中ハッチエソン教授の勸に從ひ、ヒュームの新著『人性論』のアナリシスを試みしに、ヒュームは之れを見てその學才に服し、その友情は生涯渝らざりき。哲學上に於てはヒュームの懷疑說はカントを刺激してその批判哲學を構成せしめ、經濟學上に於ては、ヒュームの商業と貨幣との關係に就て犀利なる觀察を下せし結果、アダム・スミッスの富國論に不朽の價値を與へたるが、政治學史の上に於てもヒュームの地位は頗ぶる重きを爲せり。卽ちヒュームは、その論文『元始契約論』竝に『政府起源論』に

於て、歷史上より將た哲學上より、元始契約說、を攻擊し、太古の社會に於ては契約の思想發達せず、爾來の政變に於ても君民間に契約の締結せられたる證據なしと論じたり。而してヒュームは元來、人性に關してはホッブスと見解を等ふし、倫理上に於ては實利論者なりしを以て、社會上平和の行はれ秩序の保たるることは個人の利益とする所なるが故に、政府に服從するのみ、爾餘百般の行爲に於けると等しく、政治上に於ても根本の動機は實利にあつて存すと喝破せり。この所論を祖述して英國の政治社會に至大の影響を與へたるは卽ちベンサムなれど、アダム・スミッスも亦、この點に於てはヒュームの學說に從ひ、且經濟學上天賦の權利を重んじて、天則に從ふ可きを唱へ、極力個人主義を主張して、大にベンサム學派の勢力を旺盛ならしめたり。

## 四

『政法學講義』と、『富國論』との比較研究によりて直ちに之を認め得可きが如くアダム・スミッスの經濟學は元來その政法學より分派せるものにして、その狀恰かも、その政法學の道德學より分派せるが如し。而してアダム・スミッスの學說はベンサムの學說と同じく、ヒュームの實利主義に淵源せるものなるが故に、その政治學說は勿論、經濟學說も亦たベンサムの所說と其の精神を等うせり、乃ちアダム・スミッスは分業行はれて、經濟事情大に、改善せらる可きにも拘はらず、その實各國民の窮乏せるの原因を調査して、之を第一、天然の障害、第二、政府の壓抑の二點に歸せり。これアダム・スミッスが經濟學の一の目的を以て人民をして親から富裕なる歲入生計を得しめんことを期するに在りと爲す所以にして、極力政府の保護干涉によりて經濟上の天則を阻害するの非なることを論じたり。乃ち特占の政策を斥けて、自由競爭を主張し、保護の政策を排して自由放任を提唱し、關稅政策に於ては保護貿易論を棄てゝ自由貿易說を執れり。隨て政府が繁雜なる干涉を試みて、事物の天則を紊亂せることを慨嘆せり。Pope曾て歌ふて曰く、

"God loves from whole to parts; but human soul
Must rise from individual to the whole.
Self-love but serves the virtuous mind to wake,
As the small pebble stirs the peaceful lake;

The centre mov'd, a circle straight succeeds,
Another still, and still, another spreads;
Friend, par.nt, neig hbour, first it will embrace,
His country next; and next all human race.

と。政府の保護干渉政策にして若し夫れ、擧國の人民に平等に利益を與ふる能はずんば、寧ろ一切を自由放任となすに若かず。蓋し、人類の利害は自然に相等しきものなれば、利己主義は自から相調和す可く、交易の行はるゝは之が爲なり。而も經濟上自由主義の細目に至りては二十五歳の年少者なるベンサムは、更らにアダム、スミッスの上に一歩を進めたるものあり。卽ち一は高利制限に關する議論にして、國富論第二卷第四章の論旨は必ずしも高利制限を以て實利主義に合はずとなさず。然るにベンサムは、何が故に商業上の自由主義を金錢の貸借に適用し得ざるかとて、アダム・スミッスに向て、論鋒を向け、アダム・スミッスも亦たその議論の的確なるに敬服したりと云ふ。その他は卽ちベンサムの殖民地無用論なり、抑もアダム・スミッスの唱ふる所に據れば一社會の產業の進步は決してその社會の供給



し得る資本を超過するを得ず、而して個人の資本を用ゐるや、之を其の利己心に訴ふる時は必ず社會に最も利益あるの方法を取る可きが故に、販路を擴張せんが爲、大帝國を建設せんとは、その最も好まざる所にして、之卽ち政府の商人によりて左右さるゝ國民に適するの計畫なりと云へり。而もアダム・スミッスは新世界の殖民を以て極めて有益なるものなりとし、交易市場を擴張して人類を稗益せることを認めしに、ベンサムは經濟上より見れば、殖民地は絕對的に無用の長物なりと云へり。

これらのベンサムの議論は、アダム・スミッスの學說を更に論理的に徹底せしめたるものにして、之に從へば、國家は直接に富を增殖し、資本を造るの任務を負ふものにあらず、唯財產所有權を安全ならしむる可きのみ、國家は司法上の任務を盡さゞるを得ずと雖も、その經濟上の職分は出來得る限り縮少せざる可からず。この議論は後に至りて所謂哲學的急進主義となりて、第十九世紀の英國思想界を風靡し更に他の文明國の思潮をも動したり。

隆々たる當時、獨逸の一學生 Alexander von der Marwitz は『國富論』を讀みて感嘆

すらく『今やナポーレオンに次で歐洲の最も偉大なる君主は卽ちアダム・スミッスなり』とエーナの役を距ること百年餘の今日に於てもなほ且英國の通商政策はアダム・スミッスに依りて左右されつゝあり、蓋し自由貿易の實行はアダム・スミッスの到底期し難かる可きを嘆せしところ、而もその遂に英國の國是となるに至りしを思はばその感化力の大なる唯驚く可きのみ。然れども翻て現代の思潮を達觀せんか、反動的傾向も亦侮り難きものあり、ダイシー教授の云へるが如く一八七〇年以來は英國に於てもなほ且個人主義衰頽して集合主義（コレクチヴイズム）勃興し、一旦高利制限法を廢止したる英國議會は一九〇〇年に至りて貸金業者法を制定し、帝國主義は盛んに鼓吹せられて、殖民政策の研究も亦起り、保護貿易論者は實に英國政界の一大勢力となれり。英國に於て此反動あるは或は時弊を匡救するの效あらん。然りと雖も封建時代の國家社會主義仆れて、個人の活動漸く自由を加へ國民の元氣將に旺盛ならんとする國に於て、この世界的反動思潮に乘せんとするものあらば、余輩之を何とか云はん。余輩は國民的自覺を歡迎すと雖も、固陋頑迷なるお國自慢の畢竟國家の前途を誤るものあるを見て嘆息せずんばあらず。かるが故に今日



この際アダム・スミッス『國富論』發刊第百三十五年記念祭を擧行してその經濟上の自由主義を追懷するは極めて時機のその宜しきを得たるものなるを信じ、その經濟學說の根底を爲せる政治學說に就て一言を試みたり。實に『國富論』の發刊せられて思想史上に一新時期を劃したる一七七六年は、北米殖民地に於て獨立の檄文公にせられ、政治史上に一新時期を劃したるの年なりき。